

# 隣地統合支援

公益財団法人  
大阪府都市整備  
推進センター  
からのご案内です

## 隣地を統合して宅地形成 を行う所有者に助成

令和7年度で  
助成が  
終了します！

### 対象区域

下記の住宅市街地総合整備事業区域内

- 堺市/新湊地区 ●豊中市/庄内地区・豊南町地区
- 守口市/東部地区・大日・八雲東町地区（八雲東町2丁目の高度利用地区内は除く）
- 門真市/北部地区 ●寝屋川市/萱島東地区・池田・大利地区・香里地区
- 東大阪市/若江・岩田・瓜生堂地区
- 大阪市の一部/住宅市街地総合整備事業区域内の指定された町丁目に限定

\*対象物件が区域内にあるか不明な場合は当センターホームページでご確認いただくか、お気軽にお問い合わせください

### 助成要件・助成金額

自己所有地と2m以上隣接した50㎡以下の土地<sup>※1</sup>を取得して、宅地拡大を行う土地所有者に助成します

【助成金額】

1箇所につき**50万円まで**<sup>※2</sup> 補助率1/2以内

【要件】

申請者（配偶者含む）と隣地の所有者が、2親等以内の直系親族ではないこと等

◆事前協議完了日から1年以内に隣地の取得と土地の所有権の移転登記の完了が必要です

【対象となる費用】

- ①測量・明示費用
- ②登記費用
- ③不動産取得に係る仲介手数料
- ④隣地所有者調査等に係る弁護士等の委託料

上記①～④の必要額の1/2まで

※1 形状や接道条件等によりセンターが認めた場合は除く

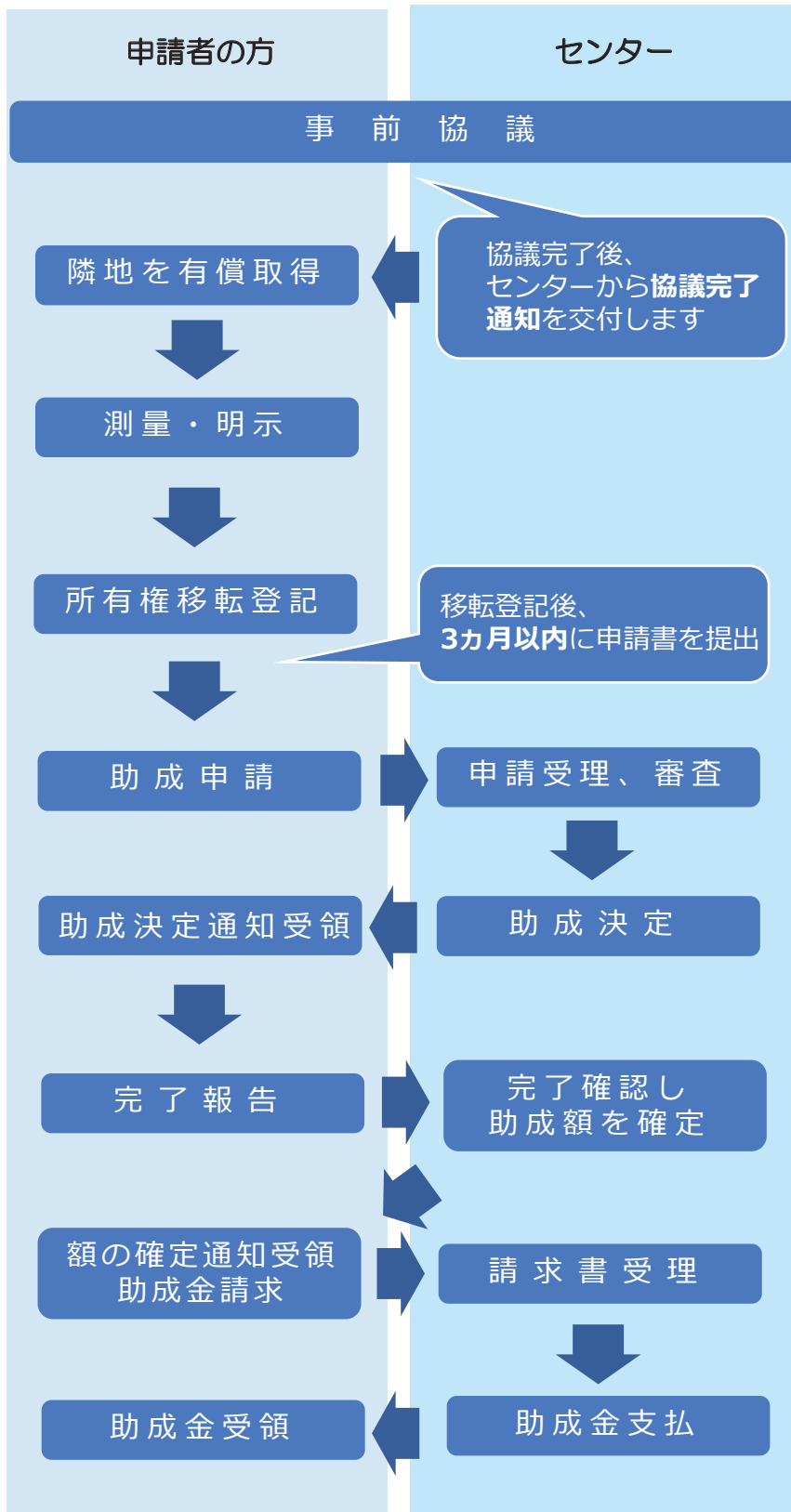
※2 隣地取得後、空き地コモンズ整備支援事業など公共性が高く地域に貢献する利用とセンターが認めた場合は隣地取得額の10%を追加で助成  
**(50万円/件を限度)**



その他要件についてはお問い合わせください

★令和7年度までに限定した助成です。今後、助成の内容が変更になる場合があります★

## 助成手続き



## QA

Q 隣地統合に係る費用のうち、どのようなものが対象となりますか  
A 隣地統合に伴う測量及び明示費用、登記費用、不動産買取に係る仲介手数料などです。いずれもかかった費用の1/2以内で上限が50万円となります。

Q 隣接する用地を取得すれば、いつでも助成申請は可能ですか  
A 事前協議完了日から1年以内に隣接地の取得及び土地の所有権の移転登記を完了し、登記から3か月以内に申請してください。

Q 隣地統合で一度支援を受け、その後同じ土地で再度統合する場合も支援の対象となりますか  
A 要件が合致すれば対象となります。

Q 隣接地について、直系の家族の所有のものも支援の対象となりますか  
A 申請者、申請者の配偶者の2親等以内の直系親族が所有していないことが助成要件となります。

### <お問い合わせ先>

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター 密集市街地対策課

〒541-0053大阪府中央区本町1丁目8番12号オーク堺筋本町ビル10階

☎ 06-6262-7713 fax: 06-6262-7722

Eメール: omsk@toshiseibi.org ホームページ: <https://www.toshiseibi.org>